

○岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領

令和4年4月1日要領第10号

岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事費内訳書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(疑義申立ての対象)

第2条 工事費内訳書に係る積算内容の疑義申立ての対象は、設計金額が1,500万円以上の工事に係る入札とし、入札前に公表された設計図書等に含まれる工事費内訳書について、金額入り工事費内訳書(金額及び数量が記載された工事費内訳書をいう。以下同じ。)を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。ただし、次に掲げる入札については、積算疑義申立ての対象としないものとする。

- (1) 落札候補者となり得る者が決定しなかった入札
- (2) 当該入札に参加した者（無効となる入札をした者、入札辞退をした者、棄権をした者及び判断基準額又は最低制限価格を下回る入札以外の理由で失格となった者を除く。以下「入札参加者」という。）の全ての者が同額で入札をした場合の入札
- (3) 入札参加者が1者のみの入札

(入札公告への明示)

第3条 積算疑義申立ての対象となる入札（以下「対象入札」という。）については、入札公告（指名競争入札にあっては、指名通知の添付書類等）に、積算疑義申立ての対象となる工事であるため、落札候補者となり得る者が必ずしも落札候補者とはならず、落札候補者決定を保留し、積算疑義の確認の後に落札候補者を決定する旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第4条 対象入札を開札するときは、入札執行者は、積算疑義申立ての対象となる工事であるため、落札候補者決定を保留する旨を入札参加者に伝え、入札を終了するものとする。

- 2 入札執行者は、入札終了後、岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所において速やかに入札結果を公表するものとする。

(積算疑義申立てができる者)

第5条 積算疑義申立てができる者は、対象入札に係る入札参加者とする。ただし、落札候補者となり得る金額の入札を行った者を除く。

(積算疑義申立ての方法)

第6条 入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日（会場入札にあっては、入札日）から起算して3日目（岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後4時までに積算疑義申立書（様式第1号）に積算疑義申立ての内容を精査することができる根拠資料を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の積算疑義申立書の提出方法は、持参又はファックスによるものとし、ファックスによる場合は、契約監理課に到達確認の電話連絡をするものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、事前に岩国市建設工事競争入札参加者選定審査会（以下「入札審査会」という。）に諮ることにより、積算疑義申立ての期間を変更することができる。
- 4 対象入札の金額入り工事費内訳書については、当該対象入札の開札後に岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課において閲覧に供するものとする。
- 5 積算疑義申立ての期間が終了した後においては、いかなる申立ても受け付けないものとする。

（積算内容の確認及び結果報告）

第7条 契約監理課長は、積算疑義申立書の提出があったときは、直ちに工事発注課長に積算疑義申立ての内容を通知し、工事発注課長は、積算内容を確認するものとする。

- 2 工事発注課長は、前項の規定による通知を受けたときは、積算内容の誤りの有無にかかわらず、積算内容の確認が終了した後、速やかに契約監理課長に当該申立てに係る積算内容の確認結果（以下「積算内容の確認結果」という。）を報告するものとする。この場合において、積算内容に誤りがあったときは、契約監理課長は、入札審査会に積算内容の確認結果を報告するものとする。
- 3 工事発注課長は、前項の規定による報告を行うときは、積算疑義申立事項確認等の結果（様式第2号）、金額入り工事費内訳書その他参考資料を提出するものとする。

（積算疑義申立てとして取り扱わないもの）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、積算疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立ての期間終了後に提出されたもの
- (6) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該対象入札に関係のないもの

（確認結果の公表）

第9条 入札執行者は、積算疑義申立てがあったときは、積算疑義申立ての期間の末日から起算して3日以内（休日を除く。）に積算疑義申立事項確認等の結果により、積算内容の確認結果を岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所において公表するものとする。

（積算疑義申立てへの対応）

第10条 積算疑義申立てがあった入札の取扱いは、次の各号に掲げる積算内容の確認結果の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがなかった場合 当該入札事務の続行
- (2) 積算内容に誤りがあった場合 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

ア及びイに定める取扱い

ア 落札候補者に変更が生じる等当該入札を中止しなければ適切な契約を締結できないと認められる場合 当該入札の中止

イ 上記ア以外の場合 当該入札事務の続行

- 2 入札執行者は、前項第2号アの規定により入札を中止するときは、積算疑義申立事項確認等の結果に入札を中止する旨及びその理由を記載するとともに、当該入札に係る入札参加者に対し当該入札の中止を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前になされた入札公告又は指名通知を行った入札の取扱いについては、なお従前の例による。

（宛先）
岩国市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

開札日	
工事名	
疑義内容	

- ※ 金額入り工事費内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。
- ※ 積算疑義申立ての期間は、開札日（会場入札にあっては、入札日）から起算して3日目（休日を除く。）の午後4時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。
- ※ ファックスで提出する場合は、到達確認の電話連絡をしてください。
- ※ 疑義内容は、具体的に記載し、根拠資料を添付してください。
- ※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義申立てとして取り扱いません。
- ※ 積算疑義申立書の内容（疑義申立者、疑義内容）及びそれに対する確認結果は、岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所において公表します。

積算疑義申立事項確認等の結果

開 札 日	
工 事 名	
疑義申立者	
疑義内容	
積算内容の確認結果 又は積算疑義申立て として取り扱わな かった理由	
入札の執行に 関する事項	